

第3章 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

読書活動の推進

子供にとっての読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、学校・家庭・地域、さらには経済界や産業界も含めた「オール広島県」で、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成していくことを進めている。読書活動はこのような人材の育成にも資するという点から、発達段階に応じた取組や読書環境の整備を推進していくことは極めて重要である。

1 読書活動の推進

(1) 広島県子供の読書活動推進計画

本県では、子供の読書活動の実情等を踏まえ、平成15年11月に「広島県子どもの読書活動推進計画―ことばの力を育てる読書活動をめざして―」を策定し、平成21年2月には第二次計画を、そして、平成26年2月には現行となる第三次計画を策定した。

第三次計画では、「広島県の子供は日本一たくさん本を読みます」をキャッチフレーズに、「本に親しむ」、「たくさん読む」、「目的に応じて読む」、「本から学び自らの考えを深める」という四つの取組の柱を設定して取り組んでおり、各学校においても本計画に基づき、子供の読書活動を一層推進していく必要がある。

なお、本県では、推進計画の四つの柱を踏まえた特色ある取組を随時募集し、県教育委員会ホームページ「夢あふれる学校図書館」において、学校図書館を中心とした創意工夫ある取組等を掲載している。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「広島県子供の読書活動推進計画（第三次）」

参考HP：ホットライン教育ひろしま「夢あふれる学校図書館」

(2) 子供の読書活動の現状等

県内の児童生徒の読書活動に関する状況は、第三次計画策定時と比較して、「本に親しむ」及び「たくさん読む」については、大きな割合の変化はない。「目的に応じて読む」及び「本から学び自らの考えを深める」については、全体的に緩やかな伸びが見られる。ただし、高校生の不読率（1か月に1冊も本を読まない子供の割合）は、依然として高い状況にある。

■本に親しむ

本を読むのが好きな子供の割合

	H25	H30
小	78.7%	80.9%
中	72.4%	71.7%
高	—	—

■たくさん読む

1か月に1冊以上本を読む子供の割合

	H25	H30
小	91.1%	90.6%
中	82.7%	84.6%
高	52.5%	52.7%

※高校の数値はH26とH30

■目的に応じて読む

家で本や資料などを利用する子供の割合（小・中）
興味があることについて自分で調べたり確かめたりしている子供の割合（高）

	H25	H30
小	58.7%	62.4%
中	44.8%	48.6%
高	16.8%	17.1%

※高校の数値はH26とH30

■本から学び自らの考えを深める

読んだ本について友達や家族と話す子供の割合

	H25	H30
小	58.5%	60.4%
中	47.7%	48.1%
高	—	—

出典：広島県「基礎・基本」定着状況調査，広島県高等学校学力調査

(3) 子供を取り巻く読書活動に関する情勢の変化

第三次計画策定からこれまでの期間にも、子供を取り巻く読書活動に関する情勢は変化している。主な情勢の変化は以下のような点である。

ア 学校図書館法の改正

平成 26 年に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされた。

イ 学習指導要領の改訂

新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定された。

ウ 情報通信手段の普及・多様化

児童生徒のスマートフォンの利用率が年々増加し、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子供たちの身近に存在するようになった。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段の多様化も近年の特徴である。近年の情報通信手段の普及は、子供の読書環境にも大きな影響を与えている可能性がある。

（４）今後の方向性

平成 30 年 4 月に、文部科学省は「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次基本計画）を策定した。本県でも、第三次計画期間（おおむね 5 年間）における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、平成 31 年度中に、第四次計画を策定し、読書習慣の形成に向けた取組及び読書習慣の形成を支える環境整備の方向性を示すことにより、県内の全ての子供の読書活動の一層の充実を図っていく予定である。

2 学校図書館の利活用

（１）学校図書館の役割

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書・視聴覚資料等の学校教育に必要な資料を、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」（学校図書館法第 2 条）を目的としている。

学校図書館は、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

ア 「読書センター」としての機能

児童生徒にとっての心のオアシスとなり、児童生徒が読書を楽しむために進んで訪れる場となることが望まれる。そのためには、児童生徒の多様な興味・関心に応える魅力的な本を備えたり、自発的で自由な読書を行うことのできるスペースを設けたりするなどして、読書センターとしての機能を充実させることが必要である。



自発的な読書を促す読書スペースの設置
【尾道市立美木原小学校】



手に取ってほしい本の紹介コーナー
【三次市立君田中学校】

イ 「学習センター」としての機能

児童生徒に主体的な学習態度を育成する上で、資料を活用した主体的な学習活動の場としての学校図書館の役割が、一層重要になってくる。学校図書館で問題解決的な学習、探究的な学習など主体的な学習活動が展開できるよう、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間等における工夫・改善が必要である。



課題研究のためにテーマ別に集められた本
【広島県立広島皆実高等学校】

ウ 「情報センター」としての機能

社会の情報化が進展する中で、情報を収集・選択・活用する能力を育成することが重要になってきており、学校図書館のもついわゆる情報センターとしての機能を充実させることが必要である。



時事問題をまとめた新書・新聞コーナー
【広島県立広高等学校】

【学校図書館が充実し、その役割を果たすことで期待される効果】

- ① 読書好きの子供を増やし、確かな学力、豊かな人間性を育む。
- ② 授業で蔵書・新聞等を利活用し、思考力・判断力・表現力を育む。
- ③ 探究的な学習活動等を行い、子供の情報活用能力を育む。
- ④ 豊富な授業に役立つ資料を通じ、教員の指導力も向上する。
- ⑤ 悩みを抱える子供の「心の居場所」となる。 など

(2) 学校図書館ガイドライン

文部科学省は、平成 28 年 11 月に、学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、更なる学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を定めた。

「学校図書館ガイドライン」の構成と主な内容は以下のとおりである。

(1) 学校図書館の目的・機能	読書センター・学習センター・情報センターとしての機能
(2) 学校図書館の運営	校長は学校図書館長としてリーダーシップを発揮、可能な限り開館
(3) 学校図書館の利活用	児童生徒の読書活動や学習活動を充実
(4) 学校図書館に携わる教職員等	司書教諭と学校司書の連携・協力
(5) 学校図書館における図書館資料	新たなニーズへの対応、調和のとれた蔵書構成、適切な廃棄・更新
(6) 学校図書館の施設	調べ学習等での利活用ができるよう施設を整備・改善
(7) 学校図書館の評価	外部の視点を取り入れ、評価結果等を公表

参考HP：文部科学省「学校図書館ガイドライン」

今後、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、更なる学校図書館の整備充実に努めることが重要である。